

植物品種に係る審査に関する協力覚書
(仮訳)

日本国農林水産省食料産業局知的財産課（以下「日本側当局」という。）とイスラエル農業農村開発省育成者権審議会（以下「イスラエル側当局」という。）は、以下のとおり共通の認識に達した。

1

- (1) 日本側当局は、イスラエル側当局に対し、イスラエル側当局の書面による要請に応じて、植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV 条約」という。）に従って実施され、日本側当局に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。
- (2) イスラエル側当局は、日本側当局に対し、日本側当局の書面による要請に応じて、UPOV 条約に従って実施され、イスラエル側当局に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。

2

1 に基づいて相手国当局に対して提供された審査結果は、自国の審査基準に従って実施された審査の結果であるものとする。

3

- (1) 1 に従って相手国当局に対して審査結果を提供する場合に使用する文書は、UPOV 条約第 12 条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS 栽培試験における経験と協力」(TGP/5) 第 6「UPOV 審査結果報告書及び UPOV 品種記述書」に規定される様式に基づくものとする。
- (2) 1 に従って提供する審査結果は、英語で作成される。

4

審査結果の提供は、相互に無償で行われる。

5

- (1) 受領側当局は、他方の当局から提供された審査結果を当該当局における植物品種に係る審査以外の目的で使用しない。
- (2) 受領側当局は、受領側当局における法律に基づく要請の場合を除き、当該審査結果を第三者に開示又は提供しない。

6

- (1) イスラエル側当局と日本側当局は、本覚書に基づく協力を2016年9月1日から開始する。
- (2) 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方の協議の上で解決する。
- (3) 本覚書は、双方の同意により修正又は廃止される。

農林水産省食料産業局知的財産課長

イスラエル農業農村開発省育成者権審
議会議長

杉中 淳

ディクラ ダビー ナオール